



# 朝来市こどもの居場所づくり事業補助金

事務の手引き

朝来市こどもみらい部子育て支援課

## 1 事業の趣旨

朝来市では、身近な地域で子どもたちの健やかな成長を支える地域社会づくりを推進しています。

本補助金は、子どもをはじめとする地域住民が自由に参加でき、安心して過ごすことができるこどもの居場所づくりを実施し、地域でこどもの健やかな成長を支え、見守りを行う活動を応援することを目的とします。

### ◎「こどもの居場所」とは…

子どもをはじめ地域住民が自由に参加でき、安心して過ごすことができる場所であって、遊びや体験、読書等を通じた相互交流、食事の提供、学習支援等を実施することにより、こどもの健やかな成長を支え、地域における見守りの拠点となるものをいいます。

※本補助金で「子ども」は、市内に居住するおおむね 18 歳までの者をいいます。

## 2 補助対象事業

### (1) 共通事項

補助対象となる事業は、次に掲げる要件のすべてを満たすものです。

- ① 参加に要する費用は無料又は材料費等の実費相当額であること。
- ② 毎月 1 回以上又は年 12 回以上開催し、1 回当たりの開催時間が概ね 2 時間以上であること。
- ③ 1 回当たりの参加者は子ども及びその保護者等を含めて概ね 10 人以上であること。
- ④ 事業を開催する時間内は責任者を常駐させ、こどもの安全確保を図ること。
- ⑤ 特定の技能又は競技等の向上を目的とするものでないこと。

### ◎市ホームページへの公開について

地域に開かれたこどもの居場所となるよう、本補助金の交付を受けて活動するこどもの居場所は、市のホームページ等で公開します。

### ◎支援が必要なこどもの対応について

こどもの居場所の開設にあたって、支援が必要な子どもを把握したときは、適切な支援機関におつなぎをいただきますよう、お願いします。

## (2) 食事提供をする場合

本補助金の該当となる食事提供がある取組は、上記の①～⑤に加え、次に掲げるとおりです。

- ① 会食形式で行うこと。ただし、感染症予防等の必要があるときは、この限りでない。
- ② 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令等を遵守し、衛生管理体制に万全を期すこと。

### ◎食事提供がある場合の留意事項について

食事提供をする場合は、次の点にも留意した運営をお願いします。

- ① 食物アレルギー等の有無について保護者等に確認し、適切な対応を取りましょう。
- ② 衛生管理等に十分に配慮しましょう。
- ③ 食事代については、課題を抱えたこどもでも参加しやすいよう負担軽減に努めましょう。

## 3 補助対象団体

### (1) 補助対象団体の要件

補助金の交付を受けることができる団体は、市内に活動拠点を有する団体で、次に掲げる要件のすべてを満たすものです。

- ① 定款、規約又は会則等の定めを有し、補助対象事業について適切な運営を行うこと。
- ② こどもの支援に係る活動、良好な地域社会の維持発展に資する活動その他の地域活動であって公共的な取組であるものを適切に実施できること。

### (2) 補助対象団体に該当しない団体

次のいずれかに該当するときは、補助金対象団体となりません。

- ① 営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体であるとき。
- ② 活動内容が公序良俗に反すると認められるとき。
- ③ 市税等市の徴収金を滞納しているとき。
- ④ 市又は国、他の地方公共団体等から同種の補助金等の交付を受け、又は受けようとしているとき。

#### ◎補助金等の併用が認められる事例

- ① 地域自治協議会がこどもの居場所を開設している場合、本補助金だけでは運営経費が不足するときは、地域自治包括交付金を活用することができます。
- ② こども食堂の立ち上げ経費について兵庫県の「子ども食堂」応援プロジェクト補助金を活用していても、運営に係る経費は本補助金を活用することができます。

#### ◎補助金等の併用が認められない事例

- ① 朝来市社会福祉協議会が実施している「つどいの場活動支援助成事業」「地域をつくる市民応援助成事業」の支援を受けている事業は、本補助金を活用することができません。
- ② こどもの体験活動、居場所づくり又はこども食堂等の運営経費に対して、子どもゆめ基金等の民間団体等の支援を受けている事業は、本補助金を活用することができません。

## 4 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりです。

費 目	内 容
報償費	謝金（外部講師謝金）
旅費	旅費（外部講師旅費）
需用費	消耗品費、食糧費（食事の提供に係る食材費）、光熱水費、燃料費、印刷製本費（周知用チラシ等印刷代）
役務費	通信費、手数料（食品衛生責任者養成講習会受講料）、保険料
使用料及び賃借料	使用料（施設使用料）

備考 団体構成員への謝金、団体運営に要する経費、団体の会議の開催経費及び食事の提供に係る食材費以外の食材費は、補助対象経費ではありません。



## 5 補助金額

### (1) 補助基準額

補助基準の額は次のとおりです。

区 分	補助基準額	上限額
食事の提供がない場合	2,000円×開催回数	年間100,000円
食事の提供がある場合	5,000円×開催回数	年間250,000円

### (2) 補助金の額

補助基準額又は補助対象経費を合算した額から参加者負担金及び寄附金を控除した額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

#### ◎補助金の算出例

##### 例①

- ・ 食事提供がない活動 24 回開催
- ・ 補助対象経費を合算した額 45,000 円 …◎
- ・ 参加者負担金及び寄附金を合算した額 0 円 …㊦

補助助金額は、◎と㊦－㊦とを比べて低い額

補助基準額◎	2,000 円/回×24 回=48,000 円
◎－㊦	45,000 円－0 円=45,000 円

➡ 補助金額 45,000 円

##### 例②

- ・ 食事提供がない活動 52 回開催
- ・ 補助対象経費を合算した額 120,000 円 …◎
- ・ 参加者負担金及び寄附金を合算した額 10,000 円 …㊦

補助助金額は、◎と㊦－㊦とを比べて低い額

補助基準額◎	2,000 円/回×52 回=104,000 円 → <u>100,000 円</u>
◎－㊦	120,000 円－10,000 円= <u>110,000 円</u>

➡ 補助金額 100,000 円

### 例③

- ・ 食事提供がない活動 24 回、食事提供がある活動 4 回開催
- ・ 補助対象経費を合算した額 70,000 円 …㊸
- ・ 参加者負担金及び寄附金を合算した額 2,500 円 …㊹

補助助金額は、㊸と㊸－㊹とを比べて低い額

補助基準額㊸	2,000 円/回×24 回=48,000 円 5,000 円/回×4 回=20,000 円 → <u>68,000 円</u>
㊸－㊹	70,000 円－2,500 円= <u>67,500 円</u>

➔ 補助金額 67,000 円

## 6 補助金交付申請・実績報告等の手続

### (1) 補助金交付等の流れ

補助金交付等の流れは次のとおりです。



## (2) 提出書類及び提出時期等

各種提出書類及び提出時期は次のとおりです。

	提出書類	提出時期
① 交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>・こどもの居場所づくり事業計画書（様式第2号）</li> <li>・こどもの居場所づくり事業収支予算書（様式第3号）</li> <li>・定款、規約又は会則等</li> <li>・団体の構成員名簿</li> <li>・食品衛生法に基づく営業許可書の写し （営業許可が必要な場合のみ）</li> </ul>	事業実施前
② 概算払請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの居場所づくり事業補助金請求書（様式第9号）</li> <li>・補助金交付決定通知書の写し</li> </ul>	交付決定後 ※必要に応じて
③ 実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの居場所づくり事業実績報告書（様式第5号）</li> <li>・こどもの居場所づくり事業開催日及び参加者数等内訳書（様式第6号）</li> <li>・こどもの居場所づくり事業収支決算書（様式第7号）</li> <li>・補助対象経費の領収書又はレシートの写し</li> <li>・補助対象事業実施中の写真</li> <li>・補助対象事業の内容が分かるもの（チラシ、メニュー表など）</li> </ul>	事業完了後 10日以内 ※朝来市補助金等交付規則による
④ 補助金請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの居場所づくり事業補助金請求書（様式第9号）</li> <li>・補助金交付決定通知書の写し</li> <li>・補助金額確定通知書の写し</li> </ul>	額確定通知書受けた後

## 7 交付の取消し、補助金の返還

次の場合は、朝来市補助金等交付規則第16条及び第17条に基づき、交付額の全部または一部の決定等を取り消し、交付金の返還を命ずる場合があります。

- ① 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- ② 補助金等を他の用途に使用したとき。
- ③ 補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

〔 担当窓口 〕

朝来市こどもみらい部子育て支援課

〒669-5267 朝来市和田山町法興寺 378 番地 1

TEL:079-666-8103 FAX:079-672-5369

Email:kosodate@city.asago.lg.jp